

人権問題研究所紀要

第 35 号

論文

新型コロナウイルス感染症禍の社会と人権
—情報リテラシー・差別・政治の視点で—

..... 北口 末広

「貧困」「差別」に抗する同和教育・人権教育

..... 熊本 理抄

研究ノート

資料紹介 人権条約は、コロナ禍でどのように機能すべきか
—「COVID-19 の文脈における条約上の法規の視点と
先例に関する人権条約内部ツールキット」について

..... 李 嘉永

近畿大学人権問題研究所

2021年3月

人權問題研究所紀要 第三十五号

近畿大学人權問題研究所

目 次

論文

新型コロナウイルス感染症禍の社会と人権

—情報リテラシー・差別・政治の視点で—

近畿大学人権問題研究所主任教授 北口 末広…………… 1

「貧困」「差別」に抗する同和教育・人権教育

近畿大学人権問題研究所教授 熊本 理抄…………… 29

研究ノート

資料紹介 人権条約は、コロナ禍でどのように機能すべきか

—「COVID-19の文脈における条約上の法規の視点と

先例に関する人権条約内部ツールキット」について

近畿大学人権問題研究所准教授 李 嘉永…………… 91

近畿大学人権問題研究所紀要投稿規程 …………… 107

近畿大学人権問題研究所紀要投稿規程

この規程は、近畿大学人権問題研究所紀要への投稿に関する取扱事項を定めたものである。

1. 投稿者は、原則として近畿大学人権問題研究所専任教員、兼任教員とする。ただし、紀要委員会が特に依頼したものについては、この限りではない（本学の非常勤講師及び部外の者等）。その場合は、専任教員を通じて原稿を提出する。
2. 原稿は独創的かつ学問上価値のあるもので、その内容については、著者が責任を負う。
3. 原稿は次の区分に添う内容のものとする。区分は、(1) 論文、(2) 評論、(3) 書評、(4) 研究ノート、その他とし、投稿者がこれらの区分を明記する。
4. 紀要委員会（以下「委員会」という）は、投稿原稿の掲載の適否を判断するため、審査を行う。また、委員会は、投稿者に対し原稿内容と区分についての補筆や修正を求めることができる。
5. 紀要委員長は、審査委員を委嘱し、投稿原稿の査読を依頼することができる。
6. 原稿は原則として未公開のものに限る。
7. 原稿の長さは原則として、日本語論文では刷り上がり 20 ページ、英語論文では 8000 語以内を目安とする。刷り上がりは、A 5 判・横書き、日本語論文では、1 ページあたり 35 字 26 行を原則とする。
8. 原稿の締切日は、毎年 10 月 10 日の 1 回とし、これを厳守する。
9. 投稿の申し込みは、7 月 10 日から受け付け、テーマ、原稿区分、簡単な要旨からなる申込書を提出し、原稿は、9 月 10 日から 10 月 10 日までに紀要委員に提出する。

10. 原稿の提出日をもって原稿受理日とする。
11. 執筆者の校正は2回までとする。内容および図表などの大幅な変更、追加は原則として認めない。
12. 紀要に投稿した原稿の著作権は、著作者に帰属する。
13. 紀要刊行後の原稿は、冊子体以外の媒体（近畿大学学術情報リポジトリ等）で公開されることがあることを承諾のうえ投稿するものとする。ただし、電子媒体での公開・非公開およびその範囲については、原稿提出時に、委員会にその旨意思表示を行うものとする。

附則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。

2021年3月31日 印刷発行

人権問題研究所紀要

第 35 号

発行所

近畿大学人権問題研究所

〒577-8502

東大阪市小若江3丁目4-1

印刷所

近畿大学 管理部 用度課（出版印刷）

〒577-8502

東大阪市小若江3丁目4-1



近畿大学
KINDAI UNIVERSITY